

日本看護図書館協会 謝金に関する内規

[目的]

第 1 条 日本看護図書館協会会則第 4 条に定める事業を実施するに当たり、支出する謝金について必要な事項を定める。

[謝金の種類]

第 2 条 謝金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本会総会における講演・講義等の謝金
- (2) 本会の各委員会の活動における講演・講義等の謝金
- (3) その他、本会が開催する事業に関する講演・講義等の謝金
- (4) 刊行物の執筆等に関する謝金
- (5) 研修会会場使用に関する謝金

[謝金の額]

第 3 条 謝金の額は次の各号に掲げるものとし、第 4 条に掲げる理由が無い限り、これに準ずることとする。

- (1) 第 2 条 1 号から 3 号に対する謝金の額は、次の通りとする。
講義・講演等の額は 10,000 円とする。ただし、会員の場合は支払わない。
謝金の額は、1 つの講演・講義等を担当する者の人数に関わらず同額とする。
- (2) 第 2 条 4 号に対する謝金の額は、次の通りとする。
外部執筆者の場合、3 頁未満 : 3,000 円、3 頁以上 : 5,000 円とし、会員の場合は支払わない。
外部査読者の額は一人につき 3,000 円とし、会員の場合は支払わない。
- (3) 第 2 条 5 号に対する謝金の額は、10,000 円とする。
- (4) 交通費に関しては、別途本会旅費に関する規程に基づき支給する。

第 4 条 第 2 条の各号に対する謝金の額が、個人、団体、法人等の規則により対価に定めがあり、第 3 条に定める謝金の額に収まらない場合は、理事会に諮り了承を得ること。年度予算を超える場合は、同時に理事会で補正予算の承認も得ること。

[改廃]

第 5 条 本内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

この内規は、2018 年 6 月 7 日から施行する。